文京区高齢者等住宅修築資金助成要綱

２７文都住第５６４号平成２８年３月３１日区長決定
３０文都住第８３８号平成３１年３月２９日区長決定
２０１９文都住第１０９５号令和２年３月３１日区長決定
２０２０文都住第１１５１号令和３年３月２９日部長決定
２０２１文都住第８７２号令和４年３月３１日区長決定
２０２４文都住第８０２号令和７年３月３１日区長決定
２０２５文都住第９０６号令和８年３月３１日区長決定

（目的）

第１条　この要綱は、高齢者等世帯に属する者で、住宅の修築工事等を実施するものに対し、当該修築工事等に係る費用の一部を助成することにより、文京区の区域内（以下「区内」という。）の住宅等の改善に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　高齢者　６５歳以上の者をいう。

⑵　心身障害者　次に掲げる者をいう。

ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に規定する障害の程度が１級から４級までのもの

イ　東京都愛の手帳交付要綱（４２民児精発第５８号）第５条の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が同要綱別表第１の３度以上のもの

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項の表の１級及び２級に規定するもの

エ　文京区心身障害者等福祉手当条例（昭和４９年３月文京区条例第８号）第２条第３号及び第４号に規定する特殊疾病にり患している者

⑶　高齢者等　高齢者及び心身障害者をいう。

⑷　高齢者等世帯　世帯の構成員に高齢者等を含む世帯をいう。

⑸　親族等　次に掲げる者をいう。

ア　民法（明治２９年法律第８９号）第７２５条に規定する親族

イ　東京都パートナーシップ宣誓制度又は文京区パートナーシップ宣誓制度の証明を受けたパートナーシップ関係にある者

ウ　住民票で「夫（未届）」又は「妻（未届）」となっており、戸籍上の配偶者がい

ない内縁関係にある者

⑹　住宅　自ら居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。

（助成対象者）

第３条　この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる条件を備えたものでなければならない。

⑴　高齢者等世帯に属する者であること。

⑵　区内に住所を有し、かつ、自己又は親族等が所有する住宅に居住していること。

⑶　住民税を滞納していないこと。

（助成対象となる住宅）

第４条　助成金の交付の対象となる住宅は、次の各号に該当する住宅とする。

⑴　第７条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）以前に、助成金の交付又は次に掲げる給付及び助成（この号においてこれらを「助成等」という。）を受けたことがない住宅（申請日以前に助成等を受けた場合であって、当該受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して１０年が経過した住宅を含む。）

ア　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４５条第１項に規定する居宅介護住宅改修又は同法第５７条第１項に規定する介護予防住宅改修に係る保険給付

イ　文京区高齢者住宅設備等改造事業実施要綱（元文福高発第８４１号）に基づく給付

ウ　文京区身体障害者(児)住宅設備改善給付事業実施要綱(６０文福第６２５号)に基づく給付

エ　他の助成事業による次条第１項第１号に規定する交付対象工事に対する同一の主旨の助成

オ　他の助成事業によるトイレ及び浴室に係る工事（手すりの取付け工事を除く。）に対する助成

⑵　申請する工事について、他の助成金と重複して申請をしていない住宅

（助成金の交付対象工事）

第５条　助成金の交付の対象となる工事（以下「助成金の交付対象工事」という。）は、既存の住宅に居住している高齢者等世帯が当該住宅のために行う次に掲げる工事（当該住宅に附属しないで設置される手すり、階段、スロープ等に係る工事を含む。）に係るものとする。

⑴　住宅におけるバリアフリー化のために新たに行う修繕工事のうち、次に掲げるもの

ア　手すりの取付け

イ　段差の解消（スロープ設置工事及び段差の解消を伴う畳からフローリングへの変更工事を含む。）

ウ　滑り防止等のための床又は通路面の材料変更

エ　車椅子対応洗面台への取替え
オ　引き戸等への扉の取替え
カ　和式から洋式への便器の取替え（車椅子対応便器への取替えを含む。）
キ　その他これらの工事に附帯して必要となる工事
⑵　浸水による被害の軽減を図るために防水板を設置する浸水対策工事
⑶　り災した住宅の修復工事（災害により住宅の全部又は一部が滅失した場合において、当該住宅の敷地に住宅を新築する工事を除く。）
２　前項の規定にかかわらず、共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第２条第４項に規定する共用部分をいう。）に係る工事は、助成金の交付対象工事としない。
（助成金の額）
第６条　助成金の額は、助成金の交付対象工事に要する費用（消費税を除く。）の１０パーセントとし、その上限は２０万円とする。ただし、算出した助成金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
（助成の申請）
第７条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事の着工前に、文京区高齢者等住宅修築資金助成金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。
⑴　申請者の世帯全員の住民票の写し（発行後３月以内のものに限る。）
⑵　申請者の住民税納税証明書（発行後３月以内のものに限る。）
⑶　工事見積書（助成金の交付対象工事のみのものに限る。）の写し及び設計図の写し
⑷　建物の登記事項証明書（発行後３月以内のものに限る。）
⑸　土地の登記事項証明書（助成金の交付対象工事に住宅外に係るものを含む場合かつ発行後３月以内のものに限る。）
⑹　次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める書類。ただし、ア及びオの場合にあっては、申請時又は次条に規定する調査時等において、当該書類の原本を提示するものとする。
ア　心身障害者を含む世帯の場合　当該世帯員が心身障害者であることを証明する書類の写し
イ　建物が共有名義の場合　申請者以外の当該建物の所有者全員の工事承諾書
ウ　土地が共有名義の場合　申請者以外の当該土地の所有者全員の工事承諾書（助成金の交付対象工事に住宅外に係るものを含む場合に限る。）
エ　第２条第５号アに規定する者が所有する住宅の修築の場合　住宅を所有する親族との親族関係を証明する書類
オ　第２条第５号イに規定する者が所有する住宅の修築の場合　パートナーシップ宣誓書受領証の写し

カ　第２条第５号ウに規定する者が所有する住宅の修築の場合　夫及び妻の戸籍全部事項証明書

キ　第５条第１項第３号に規定する工事の場合　り災証明書（り災後６０日以内のものに限る。）

⑺　その他区長が特に必要があると認めた書類

（助成の決定）

第８条　区長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、かつ、必要な調査を行い、助成することが適当であると認めたときは文京区高齢者等住宅修築資金助成決定通知書（別記様式第２号）により、助成することが適当でないと認めたときは文京区高齢者等住宅修築資金助成不承認決定通知書（別記様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第９条　前条の規定により助成決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡してはならない。

（工事内容等の変更）

第１０条　助成決定者は、助成決定を受けた工事の内容等を変更しようとするときは、速やかに文京区高齢者等住宅修築資金助成変更申請書（別記様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、当該変更が軽微なものについては、この限りでない。

⑴　第７条の規定により提出した添付書類のうち、当該変更に係るもの

⑵　その他区長が必要があると認めた書類

（変更の承認）

第１１条　区長は、前条本文の規定による変更申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、当該変更について承認したときは、文京区高齢者等住宅修築資金助成変更承認書（別記様式第５号）により、助成決定者に通知するものとする。

（工事の取りやめ）

第１２条　助成決定者は、助成決定を受けた工事を取りやめるときは、文京区高齢者等住宅修築資金助成取りやめ届（別記様式第６号）により、速やかに区長に届け出なければならない。

（実績報告書の提出）

第１３条　助成決定者は、助成決定を受けた工事が完了したときは、文京区高齢者等住宅修築資金助成実績報告書（別記様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

⑴　助成決定を受けた工事に係る契約書（助成金の交付対象工事のみのものに限る。）の写し

⑵　領収書（助成金の交付対象工事のみのものに限る。）の写し

（助成金の額の確定）

第１４条　区長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査した上、助成金の額を確定し、文京区高齢者等住宅修築資金助成金額確定通知書（別記様式第８号）により、助成決定者に通知しなければならない。

（助成金の交付請求）

第１５条　助成決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに文京区高齢者等住宅修築資金助成金交付請求書兼口座振替依頼書（別記様式第９号）により、区長に請求するものとする。

２　区長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成決定の取消し）

第１６条　区長は、助成決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　虚偽その他不正な手段により助成決定を受けたとき。

⑵　助成決定を受けた後、正当な理由なく３月を経過しても工事に着工しなかったとき。

⑶　工事完了の確認の結果、申請内容に適合していないと認めたとき。

⑷　助成金の交付を受ける前に助成決定を受けた工事を行う住宅を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は住宅以外の用途に供したとき。

⑸　区長の承認を受けないで、助成決定に係る工事の内容を著しく変更したとき。

⑹　この要綱及び法令に基づく区長の命令に違反したとき。

２　区長は、前項の規定により助成決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区高齢者等住宅修築資金助成決定取消通知書（別記様式第１０号）により、助成決定者に通知しなければならない。

３　第１項の規定は、第１４条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用する。

（助成金の返還）

第１７条　区長は、前条の規定により助成決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第１８条　助成金の交付の手続は、この要綱に定めるほか、文京区補助金等交付規則（昭和４９年１２月文京区規則第４４号）に定めるところによる。

（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この要綱は、平成３１年３月３１日限り、その効力を失う。

付　則

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この要綱は、平成３４年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第１６条及び

第１７条の規定は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第１６条及び第１７条の規定は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第１６条及び第１７条の規定は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の文京区高齢者等住宅修築資金助成要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。